

委託業務受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式で実施しますので、次のとおり公募します。

令和3年9月15日

京都市長 門川 大作

「地域協働・貢献型宿泊施設促進事業」に関する業務委託  
応募要領

1 委託業務

「地域協働・貢献型宿泊施設促進事業」に関する業務委託

2 委託業務内容（詳細は別添仕様書のとおり）

- (1) 地域協働・貢献型宿泊施設の事例勉強会の開催
- (2) 地域と宿泊施設のマッチング
- (3) 「地域と宿泊施設の連携事業補助制度」の運用
- (4) 「京都らしい宿泊施設表彰」制度の活用
- (5) 事例集の作成

※ ただし、(3)及び(4)については、新型コロナウイルス感染症の影響等で実施を見送る可能性がある。

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

2,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

(4) 委託費の支払条件

通常払い（概算払いも可）

(5) その他

受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

#### 4 応募資格

本市の競争入札参加有資格者（本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、当該プロポーザル等においては競争入札参加有資格者とみなす。）であること及び入札参加停止期間中でないこと。

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。
- (4) 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
- (5) 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
- (6) 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (7) 法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
- (8) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

#### 5 応募方法

(1) 提出書類については、以下のとおりとする。

ア 応募申請書（様式1）

イ 類似業務実績一覧（様式2）

過去の実績が分かる制作物等があれば添付すること。

ウ 企画提案書（任意様式）

「「地域協働・貢献型宿泊施設促進事業」に関する業務委託に係る「受託候補者選定審査基準」及び「企画提案書作成要領」」に基づき作成すること。

エ 見積書（消費税は内書きで記載）

委託業務実施に当たっての見積書（積算根拠が分かるように記載したもの）

※ アは会社名を記載したものを1部作成すること。

イ〜エは会社名を記載するもの（1部）と、会社名を記載しないもの（6部）を作成すること（ロゴマーク等会社が特定される文字の記載がないか注意すること）。

## (2) 受付期間

ア 公開日から令和3年9月29日(水)までの午前9時から午後5時までとする。

イ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更は受け付けない。

## (3) 提出方法

下記10の担当課まで直接持参又は郵送すること。

## (4) その他

ア 提出書類は理由の如何にかかわらず返却しない。

イ 採択された提案は、本市との協議により、修正・変更を行う場合がある。

## 6 受託候補者の選定

応募者から提出された企画提案書及び見積書について、「「地域協働・貢献型宿泊施設促進事業」に関する業務委託に係る「受託候補者選定審査基準」及び「企画提案書作成要領」」に基づき項目別に評価し、最も高い合計点を得た者を受託候補者として選定する。

なお、評価が同等の場合は、見積金額が最も低い事業者を選定する。見積金額も同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

また、応募者が1者であった場合については、採点結果が一定点数以上(合計点が6割以上)であり、かつ選定委員会において本業務の受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として決定する。

受託候補者が本市の示す「プロポーザル参加資格」を満たしていない、必須項目への記載がない及び上限価格を超過している場合については受託候補者とししない。

## 7 委託契約の締結

### (1) 契約金額

提案書類提出時に提出された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

### (2) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日(木)までとする。

### (3) 契約の締結等

ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ、随意契約を行う。

イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。

ウ 受託候補者となった者が前項の手続を行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定したものとする。

## 8 質疑

応募方法や委託業務の仕様内容等について質疑がある場合は、質疑書（任意様式）を持参、FAX又は電子メールにより提出すること。口頭による質疑は受け付けない。

ただし、軽微な質問についてはこの限りでない。なお、FAX、電子メールの場合は必ず電話での受信確認を行うこと。また、質疑書には返信先の連絡先等を記載すること。

### (1) 提出先

下記10の担当課まで

### (2) 提出期間

公開日から令和3年9月22日(水)までの午前9時から午後5時までとする。

質疑に対する回答は、速やかに本市ホームページである「京都市情報館」にて公開することによって行う。

## 9 その他

応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

## 10 担当課

〒604-8005

京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町427番地 京都朝日会館3階

京都市産業観光局観光MICE推進室（担当 西田・原）

TEL 075-746-2255

FAX 075-213-2021

E-mail [kankomice-hyosyo@city.kyoto.lg.jp](mailto:kankomice-hyosyo@city.kyoto.lg.jp)

## 11 スケジュール（予定）

令和3年9月15日 公募開始

9月22日 質疑提出期限

9月29日 各種必要書類の提出期限

9月30日 選定委員会による審査

10月 4日 委託先の決定、契約